

## 令和元年度 第8回赤磐市教育委員会定例会議事録

- 1 開会日時 令和元年11月21日(木) 午後3時00分
- 2 閉会時間 午後3時51分
- 3 会議場所 赤磐市立中央公民館 2階 第2会議室
- 4 出席委員 教 育 長 内 田 恵 子  
教育長職務代理者 大 崎 陽 二  
委 員 山 本 賢 昌  
委 員 平 松 由 香  
委 員 遠 藤 益 恵
- 5 説明者 教 育 次 長 末 本 勝 則  
教育総務課長 金 島 正 樹  
学校教育課長兼  
中央学校給食  
センター所長 家 森 康 彰  
社会教育課兼  
スポーツ振興課長 土 井 道 夫  
中央公民館長 杉 原 泉  
中央図書館長 矢 部 寿
- 6 書 記 教 育 総 務 課 長 金 谷 紀 子  
主 幹

## 議 事

### 1 教育長等の報告

- 公 開 教育長の報告について
- 公 開 12月の教育委員会行事予定について
- 公 開 平成30年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果について

### 2 議案の審議

- 公 開 赤磐市立公民館条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市大苅田読書公園管理センター条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市くまやまふれあいセンター条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市竜天天文台公園条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市立吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 公 開 赤磐市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 公 開 令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について
- 公 開 市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

### 3 その他

- 公 開 全日本ホッケー選手権大会について
- 公 開 次回定例会開催日について

※非公開の議事については、議事録は公開されません。

○内田教育長 ただいま定刻の午後3時となりました。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより令和元年度第8回赤磐市教育委員会定例会を開会します。

本会の議事録に署名する委員として、平松委員を指名します。

本会の議事録作成の職員として、教育総務課金谷主幹を指名します。

前々回、令和元年9月19日開催の第6回教育委員会定例会の議事録につきましてお目通しをいただき、ご異議等がなければご承認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 それでは、異議なしということで、第6回教育委員会定例会の議事録につきましてはご承認をいただいたということで取り扱いをお願いします。

続きまして、議事に移りますが、本日の会議に付議された案件は、(1)教育長等の報告、(2)議案の審議、(3)その他についてです。

それでは、(1)教育長等の報告に移ります。

初めに、教育長の報告について報告いたします。

1枚おめくりください。

主立ったものをピックアップいたします。

まず、10月31日に赤磐・加賀支部弁論大会が赤坂中学校で行われました。市内中学校と加賀中学校、6校集まりました。各校2名参加し、持ち時間5分で、論旨、態度、感銘度という項目に分けて点数がつけられております。この弁論大会を聞いて、やはり感銘度ということからいうと、文字でなくて人と接して話をする大切さ、伝える、そういうことはすごく有効だなと思いました。いろいろな対応でも、電話でなくて相手の顔を見ながら対応するのがよいと学校では指導しているところですが、それはやはり電話だと声だけでははかり知れないものが対面するとわかる、で、わかるまで話ができる、そういうことにつながっていくのかなと改めて思ったところです。

11月3日には、あかいわ祭りがありました。開会式後の風船飛ばしは、環境の問題ということで今年からなくなり、そのかわりに赤磐市の歌の合唱がありました。歌詞カードが配られたんですけども、なかなか声が聞こえなかったのは事実かなと思いました。

それから、11月6日、7日にB&G海洋センター全国教育長会議というのに参加しました。この中で、講演に千代田区立麴町中学校の工藤校長先生の講演がありました。題は

「学校教育を本質から問い直す」。工藤校長先生が着任して以来、3年間勉強しろとはもう言わない、服装、頭髪の乱れは心の乱れという迷信を捨てた、この2つからスタートされたそうです。勉強しろとは言わないということなんで、宿題も出しません。じゃあ、どうなっていくのかということなんですけれども、1年、2年となっていくにつれて、本当に自分がわからないところを勉強しだす。例えばドリルだと、1ページ全部してきなさいというのが宿題。じゃなくて、解けない子はしなければいけないだろうし、その中でピックアップして与えなければいけない。でも、全部できる子にそれをするのは時間が本当に必要なかどうか、そこに費やす時間が本当に必要なのか。では、その子にとってもっと必要な時間を宿題の時間に充てたらいいのではないかということから、そういうようになるまで、学校としてこういうことをしてきなさいという宿題は出さないということでした。こうやって、生徒たちは自分が授業を受けてわからないところを勉強するようになるということです。中間テスト、期末テストもなし。ただ、単元テストはする。再テストもする。単元テストをしたときに、例えば80点、70点とった。70点とった人も、80点の人も、50点の人も、再テストを受けようと思ったら受けれる。同じ問題です。再テストをして、点が上がればそれが残っていく。ただ、点が下がればそれが残っていくというような形で、だからその再テストをするときも、間違ったところを勉強するようになる。そういうようにして、自立というか、そういうことを育てているんだという話を聞きました。大事なものは何ですかと常に問いかけながら進んでいるという話を聞きました。やっぱり、現場、子育てにしてもそうですけれども、何が大切なのか、子どもにとって大切なのは何かということ、もう一度本当によく考えていかなければいけないなというように感じてきました。

11月9日には小学生ドッジボール大会がありました。24チーム、約200人、2年生以下、4年生以下、6年生以下、試合時間5分で行われました。よく練習しているので、厳しいルールの中でもうまいパス回しで相手と対戦していました。

11月17日、是里ワインフェスト、この日はとても暖かな一日でした。家族で楽しんでおられる様子が随所に見られております。

11月18日にはグラウンド・ゴルフ大会がありました。90歳以上、5人、最高齢者95歳。歩けばできるスポーツなのでと言われましたけれども、それでもあれだけのコースを元気に歩いて回られてやる、健康に年老いていくというのはそういう姿なんだなというふうに改めて思いました。

以上です。

ただいまの報告について質疑、ご意見はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 質疑なしと認めます。

では次に、12月の教育委員会行事予定についての報告を求めます。

○金島課長 教育長。

○内田教育長 教育総務課長。

○金島課長 教育総務課金島です。

12月の教育委員会行事予定についてご説明いたします。

令和元年12月の教育委員会行事予定につきまして、各所属から報告を申し上げます。

資料は2ページ、3ページとなっております。

まず、教育総務課からは、2ページの一番左の教育委員会行事について主立ったものを説明させていただきます。

12月2日、市議会本会議、10時から教育長の出席でございます。

4日、市議会本会議、10時から教育長の出席でございます。また、全日本ホッケー選手権大会開会式、18時から教育長の出席でございます。

6日、総務文教常任委員会、10時から教育長の出席でございます。

8日、全日本ホッケー選手権大会閉会式、15時から教育長の出席でございます。

10日、校園長会、14時から教育長の出席でございます。

11日、教育委員会所属長会、10時から教育長の出席でございます。

13日、予算審査特別委員会、10時から教育長の出席でございます。

18日、市議会本会議、10時から教育長の出席でございます。

19日、教育委員会協議会を14時から、教育委員会の定例会を15時から予定しております。教育長、委員の皆様の出席でございます。よろしくお願いいたします。

26日、市議会運営委員会、10時から教育長の出席でございます。

教育総務課の関係は以上でございます。

○家森課長 教育長。

○内田教育長 学校教育課長。

○家森課長 学校教育課の欄をごらんください。

12月1日、食育・基本的な生活習慣に係る作品展が11月29日からこの12月1日まであります。

12月3日、小学校の人事面談を行います。中学校の人事面談は11月28日に行っています。

10日、校長会が14時から、13日金曜日、赤坂中学校支援実行委員会が18時30分からあります。

17日火曜日、岡山教育事務所のヒアリングが9時半から行われます。

24日、幼稚園、小学校、中学校の終業式です。

続けて、一番右の端っこをごらんください。

学校給食センターの予定です。

12月1日、食育相談を9時から中央公民館で行います。

3日、栄養士会を13時30分から中央給食センターで行います。

飛んで、23日、東と吉井の給食センターの給食最終日、24日が中央給食センターの給食最終日です。

以上です。

○土井課長 教育長。

○内田教育長 社会教育課長、スポーツ振興課長。

○土井課長 それでは、社会教育課、スポーツ振興課、あわせて説明させていただきます。

まず、社会教育課のほうですけれど、12月1日曜日に人権を考えるつどいが吉井公民館のほうでございます。

あと、12月5日木曜日、青少年健全の関係で、広域列車補導が瀬戸駅から岡山駅というところでございます。

翌6日、「永瀬清子の詩の世界」が来年の2月16日に開催されます。それに伴いますので入場整理券等の申し込みを6日から始めるようにいたします。

あと、7日、ガラス玉づくりということで山陽郷土資料館のほうで講座をさせていただきます。

13日には、企画展といたしまして永瀬清子の関係で「降りつむ」ということで2月23日までさせていただきます。あと、詩のピクニックをあわせてその日にさせていただきます。

あと、12月14日土曜日、三世代おかざりづくりを城南ふれあいセンターのほうで開催いたします。

あと、12月20日金曜日、人権教育推進委員の研修会で、今年は市内のわかたけ作業所、つつじ作業所のほうに視察に行かせていただきます。

続きまして、スポーツ振興課の行事です。

12月1日の日曜日にスポーツ少年団の体力テストを山陽ふれあい公園、同じくふれあい公園で備前地区スポーツ推進委員の研修会を昼からさせていただきます。

12月5日から8日、後ほどご案内させていただきますけど、全日本ホッケー選手権が熊山の運動公園のほうでございます。

12月7日土曜日、スポーツ推進委員の備前支部女性研修会が山陽ふれあい公園のほうでございます。

以上、社会教育スポーツ振興課、説明させていただきました。

○杉原館長 教育長。

○内田教育長 公民館長。

○杉原館長 中央公民館の杉原です。

各公民館の12月の講座について主なものをピックアップいたします。

まず、1日、中央公民館で親子で遊ぼうを開催いたします。こちらは山陽ふれあい公園のバーベキュー広場で焼き芋パーティーを行います。

7日、笹岡公民館で「来年の干支に心をこめて」というタイトルで、折り紙を使ってえとをつくる講座を実施します。また、同日、吉井公民館では百人一首講座、竜天文台でこたつ観望会を開催いたします。

また、8日、高月公民館で造花をアレンジしてクリスマスリースづくり教室を開催。

また、14日、行事食、おせち料理の教室を開催いたします。同じく14日、山陽公民館では公民館グループ、山陽女声コーラスによりますブルーシャトーコンサートを開催いたします。

15日には熊山公民館でラッピング教室を開催、21日、高月公民館ではしめ縄づくり教室、西山公民館ではクリスマスケーキづくりの講座を、また熊山公民館では「ドキドキ講座」と題して自然観察会を行います。

26日、西山公民館で思い出づくりアート教室、山陽公民館で冬休み子ども書道教室を開催いたします。

12月は、クリスマスやお正月にちなんだ講座や冬休みに入る子ども向け講座を多数実施する予定にしております。

公民館からは以上です。

○矢部館長 教育長。

○内田教育長 図書館長。

○矢部館長 中央図書館矢部です。

図書館の行事予定について説明させていただきます。

まず、定例の行事ですが、各館でおはなしかいを実施いたします。

それから、21日土曜日、きらり☆シアターですが、こちらは偶数月ということで一般向けの内容です。「天使のいる図書館」ということで、聴覚障がい者対応のユニバーサル映画となっております。これはせりふと、それから音などの説明が字幕で出るユニバーサル映画であります。

それから、20日金曜日が山陽保健センターでブックスタートです。

それから、定例以外の行事ですが、まず1日日曜日がクリスマスおはなし会、それから8日土曜日がおはなしのへや特別版、こちらは熊山図書館です。

それから、14日土曜日が映画上映会、これは「海よりもまだ深く」、是枝監督の作品です。これは吉井図書館です。

それから、22日日曜日が「オリジナルよんだ本をつくろう」、中央図書館です。よんだ本というのは、読書手帳でありまして、これは子ども向けの行事なんですけれども、マスキングテープ、あるいは折り紙等で読書手帳をデコレーションして使おうというような内容となっております。

それから、読み聞かせですが、山陽北幼稚園が13日金曜日、あすなろ子育てセンターが20日金曜日の予定となっております。

以上です。

○内田教育長 ただいまの報告に対し、質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度児童生徒の問題行動等に関する調査結果についての報告を求めます。

○家森課長 教育長。



○内田教育長 学校教育課長。

○家森課長 学校教育課家森です。

4ページをごらんください。

平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について説明をさせていただきます。

1番、いじめの認知件数です。

小学校、中学校とも、29年度よりも増えています。これは国や県の方針により、小さなめごと等でもいじめの可能性があるかと踏まえて対応を徹底しているということが原因になっています。継続して丁寧に観察しながら、いじめを許さないという姿勢で早期対応、組織的対応を徹底して行っているため、解消率は上がっています。括弧にあるのは解消件数ですが、解消率は29年度、小学校が0.78、78%、30年度が小学校80%、中学校、29年度の解消率が82%、30年度の解消率が93%になっています。合計した解消率は右のほうに書いてあります。

次に、暴力行為の発生件数です。

小学校は減少しましたが、中学校は大幅な増加となっています。いじめへの早期対応による意識の高さから、軽微な行為も暴力行為として認知していること、また特定の児童・生徒が繰り返して自己コントロールを失った状態で暴力行為を行っているというようなことが聞き取りの中からわかっていることです。中学校の28件という高い暴力行為発生件数はありますが、この小さなことを認める、つかんで対応することで中学校のいじめの解消率の上昇、93%ということにつながっているのではないかと考えています。また、温かい人間関係の構築に基づく学級づくりを一層進めていく、安定した生活が送れるということに努めてまいります。

次に、不登校の児童・生徒数です。

小学校は人数的には変わりませんが、中学校が30年度は増えています。継続的に、早期対応、組織的対応、または登校支援員、またスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置によって対応していますが、今後も続けてこの取り組みを継続していきたいと考えています。現在10月末の状況で考えると、不登校については小学校が不登校は3名、去年の同時期と比べるとマイナス2名、中学校は現在10月末で12名の不登校、これは去年の同時期と比べてマイナス2名となっています。少し改善の方向が見られますが、継続して取り組みについては進めていきたいと考えています。

以上です。

○内田教育長 ただいまの報告に対し、質疑、ご意見はありませんか。

○山本委員 はい。

○内田教育長 山本委員。

○山本委員 いじめの認知件数等についてなんですけども、5ページの岡山県下の各市町村のデータを見てみたんですけど、いじめで備前市なんかは1,000人当たり127.53もあるんですけども、84%が解消していますね。高い割合で解決すればそれは非常にいいことなんだと思うんですけど、備前市みたいに余りにも細かいことまで言い過ぎとんかなと思ったりするんですけど、その辺はどんなでしょうか。

○家森課長 つい先日、集まる会があったときにこの話になって、この170人というのは確かに、しかも備前市、続いているんです。今年だけでなくずっとこれぐらいの数で認知されているので、備前市の先生方がすごい細かく見て対応してくださっているんではあるんですけども、それでも解消したのにまた増えるというところが問題なので、そこについてはもう少しいろいろなことを対策していきたいと備前市も話をしていました。その辺、まだいろいろ聞く中で、各市、町ごとに何をやっていじめとするかという概念がもう少しまだはっきりしてない、動いている部分があるのかなと思っています。

○山本委員 わかりました。ありがとうございます。

○内田教育長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 ほかにないようですので、次に移ります。

続いて、(2)議案の審議に移ります。

議案第13号赤磐市立公民館条例の一部を改正する条例についてから議案第20号赤磐市都市公園条例の一部を改正する条例についてまで、事務局から説明をします。

○内田教育長 公民館長。

○杉原館長 公民館の杉原です。

それでは、お手元の資料6ページをごらんください。

議案第13号赤磐市立公民館条例の一部を改正する条例について。

赤磐市立公民館条例の一部を改正したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和元年11月21日提出。赤磐市教育委員会教育長内田恵子。

なお、今回の議案第13号から第20号まで、資料の6ページから21ページまでの条

例の一部改正につきましては、消費税法の改正に伴い使用料を改正するものです。

改正理由及び使用料の算出方法等について、公民館で一括して説明をさせていただきます。

改正理由としましては、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴いまして、赤磐市立公民館を初め、教育委員会の公の施設に係る使用料について、消費税率引き上げ分の2%を使用料に転嫁するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正額の算出方法につきましては、資料の7ページをごらんください。

公民館につきましては、現行の「600円」を「610円」に、「2,500円」を「2,540円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,000円」を「1,010円」に改めるとしております。例えば、現行の使用料600円についてでございますが、この600円は内税となっております。まず、税抜きの価格を算出すると、平成26年時点の消費税8%で割ると、600円割ることの1.08で555.55となります。これに現在の消費税10%を掛けると、555.55掛けること1.10で611.11となります。10円未満は切り捨て、610円を改正後の額としたいと考えております。なお、現行の使用料300円につきましては、この計算式で算出した場合、金額に変更がございませんので、現行どおりといたします。

以下、同様の計算式で、他の条例の使用例につきましても現行の使用料を1.08で割り、1.10を掛けて使用料を算出し、10円未満を切り捨てた額を改正額としております。

施行期日につきましては、使用料の改定について一定期間を設け、利用者に周知することが適当と考え、周知期間を踏まえ、令和2年4月1日から施行としております。

また、公の施設は、多くの場合に事前に使用申請を行った上で使用されていることから、経過措置として、条例の施行の日以降の使用の申請があった施設の使用に係る使用料につきましては、改正後の使用料を適用とし、施行日前に施設の使用の許可の申請があった施設の使用に係る使用については、現行の使用料を適用することとしております。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご承認のほどをよろしく願います。

○内田教育長 中央図書館長。

○矢部館長 中央図書館矢部です。

中央図書館につきましては、8ページをごらんください。

議案第14号赤磐市立図書館条例の一部を改正する条例について。

赤磐市立図書館条例の一部を改正したいので、赤磐市教育委員会の議決を求める。

令和元年11月21日提出。赤磐市教育委員会教育長内田恵子。

こちらにつきましては、公民館と同様に、現行「1,000円」であるところを「1,010円」に改めるという内容であります。

計算方法、考え方についても公民館と同様であります。

また、附則にあります施行期日、経過措置についても同様であります。

以上です。

○内田教育長 社会教育課長及びスポーツ振興課長。

○土井課長 それでは、社会教育課、スポーツ振興課の施設の関係を説明させていただきます。

まず、社会教育課といたしましては、赤磐市大苅田読書公園管理センターの条例、あと赤磐市熊山ふれあいセンターの条例、あと赤磐市竜天文台公園の条例、今度はスポーツ振興課につきましては、赤磐市体育施設条例、あと赤磐市吉井B&G海洋センター条例、あと赤磐市都市公園条例ということで、こちらに係る施設の使用料につきまして、先ほどの公民館と一緒に考え方で消費税分のアップをさせていただきました。

施行期日、経過措置につきましても同等でございますので、ご協議方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○内田教育長 ただいまの説明に対し、質疑、ご意見はありませんか。

○山本委員 はい。

○内田教育長 山本委員。

○山本委員 今回、消費税が上がるということで、国の方針に従って上げるのは仕方ないと思うんですけども、そもそもこの料金が適正なのかどうなのか、市民からこれは取り過ぎじゃないかと言われたときに、きちんと説得力のある説明ができるようにしておいていただきたいなと思いましたので、意見として申し上げました。

○内田教育長 職員として市民に説得力のある説明ができるように、今後検討してまいります。

ほかに、質疑、ご意見はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 それでは、これもちまして質疑、討論を終結します。

議案第13号から議案第20号につきましては、消費税法改正に伴い使用料を改正するものです。これらについて一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 異議なしとお声をいただきました。

それでは、議案第13号から議案第20号については一括して採決することとします。

本案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内田教育長 本案は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第21号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について、事務局から説明を求めます。

○金島課長 教育長。

○内田教育長 教育総務課長。

○金島課長 教育総務課金島です。

令和元年度一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第21号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について、議会に令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）を上程したいので、赤磐市教育委員会の議決を求めます。

令和元年11月21日提出。赤磐市教育委員会教育長内田恵子。

23ページ、24ページをお願いいたします。

教育総務課からは、2つの事業について補正をお願いするものです。

まず、1件目は人事院勧告、人事異動等により補正をお願いするもので、それぞれの費目について、今年度の実績見込みにより増額補正するものでございます。職員人件費34万8,000円は、各費目において給料などの増額補正を計上するものです。

続いて、2件目は、令和2年4月から小・中学校において普通学級が1学級の増及び特別支援学級が9学級の増が見込まれるため、新年度の4月から学級運営ができるよう教室改修工事及び備品購入の増額補正をお願いするものです。

まず、電算管理運営事業では285万2,000円の増額、教室などで使用するノートパソコンの購入費等です。

小学校費の一般管理事業では2,429万9,000円の増額、既存教室の改修工事費、大型テレビ、ホワイトボード、整理棚などの備品購入費でございます。

中学校費の一般管理事業では119万9,000円の増額、既存教室の改修工事費、ファンヒーター、生徒用机・椅子などの備品購入費でございます。

教育総務課からの説明は以上でございます。

○土井課長 教育長。

○内田教育長 スポーツ振興課長。

○土井課長 それでは、スポーツ振興課から債務負担行為の説明をさせていただきますので、お手元の資料の24ページをお開きください。

東京オリンピック聖火リレー事業の債務負担行為でございまして、期間が令和元年度から令和2年度で、限度額が902万8,000円ということでございます。これにつきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックを市民が身近に感じる機会の創出と赤磐市の魅力の世界への発信のため、オリンピック組織委員会等と協力し、令和2年5月、赤磐市内における聖火リレー及びゴール地点でのミニセレブレーションを実施するものでございます。元年度は実施に向けての計画を策定し、一連の事業を行う委託業者の選定及び締結を行う予定でございます。

以上、スポーツ振興課から説明させていただきました。

○家森所長 教育長。

○内田教育長 学校給食センター長。

○家森所長 学校給食センターの家森です。

24ページ、下をごらんください。

債務負担行為について説明をさせていただきます。

中央学校給食センター調理等業務委託について、平成2年度から5年度にかけてです。1億5,008万4,000円になります。中央学校給食センターの調理、洗浄、消毒、配送業務等を令和2年8月から令和5年7月までの3年間、民間委託事業者へ委託するものです。元年度については、業者選定委員会の設置、事業者公募、審査ヒアリング等を行う予定です。

説明は以上です。

○内田教育長 ただいまの説明に対し、質疑、ご意見はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑、討論を終結し、議案第21号を採決します。

本案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内田教育長 本案は原案のとおり可決とします。

次に、承認第5号市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について、事務局から説明を求めます。

○家森課長 教育長。

○内田教育長 学校教育課長。

○家森課長 学校教育課家森です。

25ページをごらんください。

承認第5号市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について。

市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について、赤磐市教育委員会の承認を求める。

令和元年11月21日提出。赤磐市教育委員会教育長内田恵子。

26ページをごらんください。

文部科学省が平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、教員の勤務時間の上限に関する方針を策定するように通知がありました。

赤磐市教育委員会では、国のガイドラインを参考に、市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を策定しました。

趣旨としては、教育の質の向上と児童・生徒の豊かな成長を持続的に進めることができるよう、教育職員の勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を図るという趣旨であります。

3番をごらんください。

勤務時間の考え方や上限の目安時間であります。

目安時間としては、1カ月の在校等時間について、超過勤務が45時間以内、1年間で360時間以内にとすること。ただし、児童・生徒に係る臨時的な特別な事情がある場

合、1カ月の超過勤務は100時間未満、1年間の超過勤務は720時間以内とされています。連続する場合は、平均超過勤務80時間以内かつ超過勤務45時間超の月は年間6カ月までとしています。

在校等時間の把握のために、ICTを活用した業務記録システムを用います。今まではタイムカードでしたが、それをコンピューターによる業務支援ソフトを使った在校時間の管理を行います。

6番、学校における働き方改革の推進です。

市教育委員会及び校長は、市立学校における働き方改革の取り組みを一層促進し、教育の質の向上を図るとあります。部活動の時間について、また夏休み、お盆の休業について、また今年度からは電話対応時間についても、小学校は6時以降、中学校は7時以降は電話対応をしないということで、基本的にしない、緊急な場合は別ですけれども、それらの対応をしながら勤務時間削減に向けて取り組んでいます。また、校内でも学年団または学年部の中で、それぞれの勤務時間を考えながらお互いに分担できる作業を分担して、勤務時間削減に向けた取り組みができるようそれぞれの学校で取り組んでいます。

今、概要で説明しましたが、詳細については27ページから29ページについて方針をつけていますのでごらんください。

以上です。承認のほうをよろしくお願いいたします。

○内田教育長 ただいまの説明に対し、質疑、ご意見はありませんか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員 遠藤です。

ICTを活用した業務記録システムというのは、具体的にどのようなものになるんですか。

○家森課長 まだ、すべての学校には配置できてないんですけれども、予算化はしていますが、職員室に入ったらパッドが置いてあって、それをさわると出勤、帰るときにはまたそれをさわって退勤、またはそれぞれの職員室にコンピューターがありますので、それを立ち上げて、その中で同じようにすることもできます。その両方です。それを使うことで、誰が何時間超過勤務しているのかとか今どれだけやっているのかというのが一目でわかる、グラフにもなるというような今の状況のものを導入しています。タイムカードの場合は押し間違いだとか、修正するのに教頭先生の業務時間が増えたということがありましたので、それをこちらに変えていこうと今働いています。



○内田教育長 ほかにありませんか。

○山本委員 はい。

○内田教育長 山本委員。

○山本委員 国のガイドラインを参考にとということなんですけども、大体同じような国の基準と横並びにしてあるのか、どこか特別に赤磐市のここが特色があるというのがありますか。

○家森課長 基本的に、国がつくったものをもとに県が県立学校のためのガイドラインをつくって、その県立学校のガイドラインをまたもとにつくっています。大きく変えているところはありませんが、確認したんですけども、29ページをごらんください。

赤磐市だけではなく、ほかの周りの市、町とも話をしながらこれを策定しているんですけども、29ページの一番最後、「広く情報発信に努め、周知を図ること」というふうに周知するというところをつけ加えていると。学校がしているだけでなく、それを周りの方に理解していただくということも、情報発信プラス周知を図るという言葉であらわしています。

○山本委員 わかりました。

○内田教育長 大崎委員。

○大崎教育長職務代理者 3番の勤務時間の考え方及び上限の目安時間のところのぼつ点のある一番上で、在校時間の後の括弧があるんですけども、「勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く」というて書いとんですけど、これは例えば仕事の時間が終わって、理科室で自分で自己研さんに励んでいろいろ実験するというようなものも入る。

○家森課長 はい、それもこの中に入る、つまり勤務時間外に自発的にそのような理科の教材研究を皆で一緒にするとか、そういうのはこの在校時間には入らない。

○大崎教育長職務代理者 入らない。これ、抜け道、そんなのになりそうな気がすんじやけども、もう僕は自己研さんでやっとなりますからよろしいですよ、この時間から外して、ちょっとここが気になりました。

○家森課長 あくまでも個人の時間というふうになってしまうので……。

○大崎教育長職務代理者 そうですね難しいですね。

○家森課長 そこについては、よく情報を学校から聞きながら対応していきたいと考えています。

○内田教育長 山本委員。

○山本委員 一応、データをとると思うんですけども、その自己研さんで使った時間も労働時間に入れないけど、何ぼ使ったかというのを把握しとけば、後々議論のときに役に立つと思います。

○家森課長 はい。そのように、ちょっと学校のほうとも話をしたいと思います。

○内田教育長 ほかにはよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 それでは、ほかにないようですので、これをもちまして質疑、討論を終結し、承認第5号を採決します。

本案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内田教育長 本案は原案のとおり可決といたします。

続いて、(3) その他の案件に移ります。

全日本ホッケー選手権大会についての説明を求めます。

○土井課長 教育長。

○内田教育長 スポーツ振興課長。

○土井課長 それでは、スポーツ振興課から、全日本ホッケー選手権大会についてのご案内をさせていただきますので、一番最後のページ、30ページをお開きください。

昨年も、この大会、ホッケーでは日本最高峰の選手権大会でございまして、それを今年も12月5日から8日まで4日間にわたり男女の日本一を競う選手権でございまして、これにつきましては、昨年度は全部無料でしたんですけど、今年度については日本最高峰の選手権大会、普通なら有料ということで日本ホッケー協会のほうから依頼がありまして、それでも赤磐市民だけはやっぱりホッケーを広めていかななくてはいけないということで入場無料ということで、今回12月の広報のときにこのチラシをカラーですけれど入れさせていただきます。当日、決勝のみお金を取るということになっただけですけど、赤磐市民については、もう口頭で市民ですから言えば無料で見ていただけるということでございまして。チラシを持参くださいというて書いとんですけど、なくても事後確認させていただきますながらホッケーを、寒い時期で大変ですけど、テレビ中継も去年は男子、今年女子ということで、NHK、12月8日14時から女子の決勝、生中継がございまして。赤磐もホッケーでにぎわっとるというのを、皆さんお誘い合わせの上来ていただければありがたいかなと思っております。ご家族、お知り合いをお誘いの上、寒い中、応援に是非

来ていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、案内をさせていただきました。

○内田教育長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 チラシの一番下の、赤磐市民専用というのがあるんですけど、高校生は赤磐市民でなくても無料なんですか。

○土井課長 はい。

○山本委員 何となく赤磐市民専用とここに書いてあるから、高校生も赤磐市民じゃないといけないのかなとちょっと思ったりする。

○末本教育次長 わかりにくいですね。

○土井課長 済みません。高校生以下はみんな無料で、あとは赤磐市民はもう全員無料で、チラシをというて書いとんですけれど、別に口頭で。

○山本委員 はい、わかりました。

○土井課長 是非、寒い中、去年寒かったんですけど、今年も寒いんですけど来てやってください。今年は観覧席もつくりましたので。

○内田教育長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 ほかにないようなので。

では次に、その他の案件が何かありますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 ほかにないようでしたら、次回定例会開催日を議題とします。

ご意見をお願いします。

○金島課長 教育長。

○内田教育長 教育総務課長。

○金島課長 教育総務課金島です。

それでは、次回の定例会開催日を12月19日木曜日午後3時からとさせていただきますと思っていますので、よろしく願いいたします。

○内田教育長 それでは、次回の定例会開催日を12月19日木曜日午後3時からに決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長 異議なしと認めます。

それでは、次回の教育委員会定例会は令和元年12月19日木曜日午後3時からと決定いたします。

以上をもちまして本会に付議されたすべての案件が終了となりました。

これをもちまして令和元年度第8回赤磐市教育委員会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。